

指定訪問介護・第1号訪問事業所いぶきの里運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人栃木老人ホームが設置する指定訪問介護・第1号訪問事業所いぶきの里（以下「事業者」又は「事業所」という。）が行う指定訪問介護・第1号訪問事業の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護状態（要支援状態）にある利用者（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定訪問介護・第1号訪問事業を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業者は、要介護状態になった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅（施設）において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行うものとする。

2 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

3 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

4 介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名 称 訪問介護事業所いぶきの里

(2) 所在地 栃木県栃木市吹上町777番地1

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 職員の職種及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1) 管理者 1名

管理者は、職員の管理及び業務の管理を一元的に行うものとする。

(2) サービス提供責任者 1名以上

サービス提供責任者は、利用の申込みに係る調整、訪問介護員等に対する技術指導、訪問介護計画の作成等を行い、自らも指定訪問介護・第1号訪問事業の提供に当たるものとする。

(3) 訪問介護員等 常勤換算で2.5名以上

訪問介護員等は、指定訪問介護の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から日曜日までとする。

(2) 営業時間 午前5時30分から午後11時までとする。

(訪問介護の内容及び利用料等)

第6条 指定訪問介護の内容は次のとおりとし、指定訪問介護・第1号訪問事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣又は栃木市長が定める基準によるものとし、当該指定訪問介護・第1号訪問事業が法定代理受領サービスであるときは、その1割の額とする。

(1) 身体介護

(2) 生活援助

2 次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問介護・第1号訪問事業に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

(1) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル未満 1,000円

(2) 通常の事業の実施地域を越えた地点から、片道おおむね30キロメートル以上 2,000円

3 前項の費用の支払を受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けることとする。
(通常の事業実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、旧栃木市域内とする。

(衛生管理等)

第8条 事業者は、訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生的な管理に努めるものとする。

2 事業者は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じるものとする。

(1) 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する感染症対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(緊急時における対応方法)

第9条 職員は、指定訪問介護・第1号訪問事業の提供中に、利用者の心身状況に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告するものとする。また、主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

(苦情処理)

第10条 事業者は、指定訪問介護・第1号訪問事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

2 前項の苦情を受け付けた場合には、その苦情の内容等を記録するものとする。

3 事業者は、提供する指定訪問介護・第1号訪問事業に関し、市町村が行う文書そ

の他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

- 4 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、栃木県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、栃木県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、それに従い、必要な改善を行うとともに、栃木県国民健康保険団体連合会から求めがあった場合にはその改善の内容を報告するものとする。

(個人情報保護)

- 第11条 事業者及び職員は、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持することを厳守する。

- 2 事業者は、職員が退職した後も、正当な理由なく業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らさぬよう、必要な措置を講じるものとする。

(虐待の防止)

- 第12条 事業者は、利用者の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する虐待防止対策委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を設置し、定期的を開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 虐待防止の指針を整備し、必要に応じ見直しを行うこと。
- (3) 職員に対し、虐待防止のための研修を定期的を実施すること。また、新規採用時には必ず虐待防止のための研修を実施すること。
- (4) 虐待又は虐待が疑われる事案が発生した場合には、責任者は速やかに市町村等関係者に報告を行い、事実確認のために協力する。また、当該事案の発生の原因と再発防止策について、速やかに虐待防止対策委員会にて協議し、その内容について、職員に周知するとともに、市町村等関係者に報告を行い、再発防止に努めること。
- (5) 前4号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画の策定等)

- 第13条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問介護・第1号訪問事業の提供を継続的に実施するため及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的を実施するものとする。
- 3 事定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うものとする。

(地域との連携等)

第14条 事業者は、指定訪問介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定訪問介護の提供を行うよう努めるものとする。

(ハラスメント対策)

第15条 事業者は、適切なサービスの提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するため、ハラスメントの防止に関する方針の明確化その他必要な措置を講じるものとする。

(カスタマーハラスメント対策)

第16条 事業者は、利用者又はその家族等からの言動のうち、社会通念上許容される範囲を超える要求又は言動により、職員の就業環境を害するおそれのある行為について、職員の安全及び尊厳を確保し、適切な支援を継続的に提供するため、組織として必要な措置を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第17条 事業者は、職員の資質の向上を図るための研修の機会を次のとおり設けることとし、また、業務体制を整備する。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

2 職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、職員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持させるべき旨を、職員との雇用契約の内容とする。

4 事業者は、適切な指定訪問介護・第1号訪問事業の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

5 事業者は、指定訪問介護・第1号訪問事業に関する諸記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする

6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人栃木老人ホームと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成20年7月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年10月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和7年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和8年10月1日から施行する。